第一回

仙台市部活動地域移行検討協議会

(報告事項)

令和6年8月22日(木) 仙台市·仙台市教育委員会

【報告事項】

- 1. 国の検討の背景
- 2. 国・県の方向性
- 3. 仙台市の部活動を取り巻く状況
- 4. 仙台市の地域移行に関する取組み
- 5. 部活動の地域移行に係る課題等
- 6. 今後の協議会について

1. 国の検討の背景

学校における部活動改革の必要性

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と 教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては 存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が 進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、<u>将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して</u> 親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を 最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、<u>地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備</u>。 スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

2. 国・県の方向性

(1) 国の方向性

R4.12に、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定

(主な内容)

- ·<u>まずは休日における地域の環境の整備</u>を着実に推進
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】





○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。 ○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や

効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ~Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運 営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅲ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の 関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒** の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- 田窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・ 協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む 体制など、段階的な体制の整備を進める
 - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・ 地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を 目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に 応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい 生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

(2)学校の部活動(地域連携)と地域移行との比較

地

域

移

学校の部活動

学校教育の一環として実施(*教育課程外)

指導者	当該校の教員
参加者	当該校の生徒
場 所	当該校の施設
費用	用具·交通費等実費
補償	災害共済給付(学校保険)

地域連携

部活動の地域連携

地域人材、部活動指導員や外部指導者と連携して実施。

,,,	
指導者	地域や民間等の指導者 *部活動指導員、外部指導者、 経済同友会等を含む
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具·交通費等実費
補償	災害共済給付(学校保険)

地域移行後の部活動

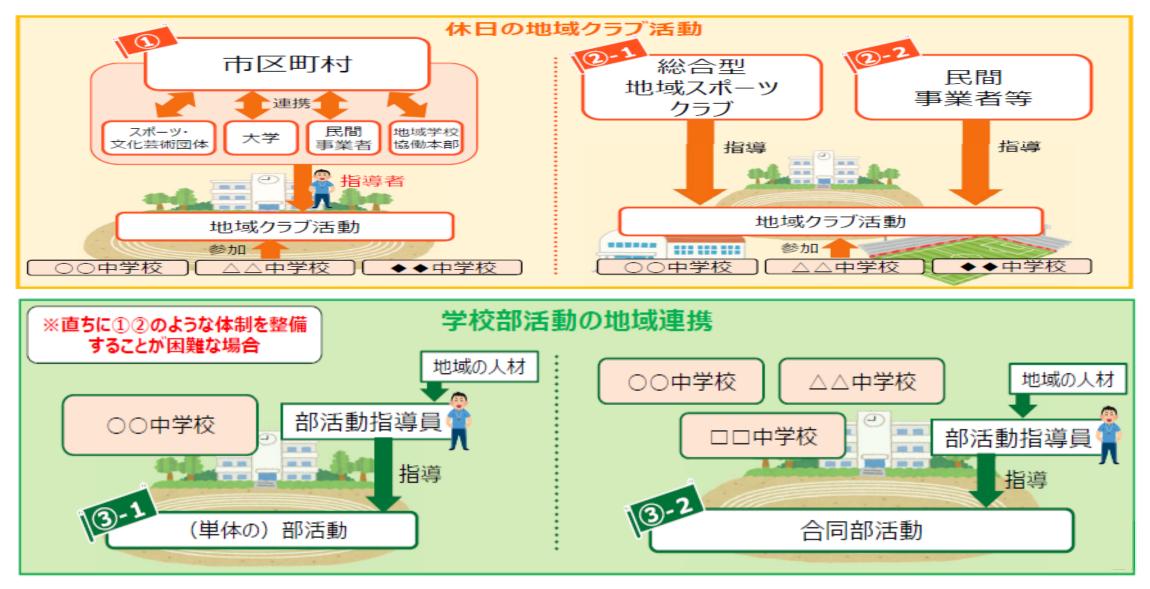
学校教育と社会教育の融合

指導者	旨	地域や民間等の指導者及び教員の兼職兼業を含む						
参加者	旨	当該校の生徒及近隣地域から自由に参加可						
場列	沂	割当てられた施設 (*原則学校施設)						
費月	月	用具・交通費等実費及び <u>会費徴収</u>						
補償	賞	*災害共済給付(学校保険)または <u>各自加入保険</u>						

◇学校部活動(地域連携)と地域移行との比較◇

	学校部活 地域連携	地域移行
位置づけ	学校教育	学校教育と社会教育
参加者	当該学校生徒	当該生徒や近隣の中学生
費用	用具等の実費	用具等の実費や会費徴収
補償	学校保険	学校保険や自加入保険
責任の所在	学 校	学校や運営団体
その他	_	*教員の兼業届け

(3)部活動の地域移行や地域連携の体制例



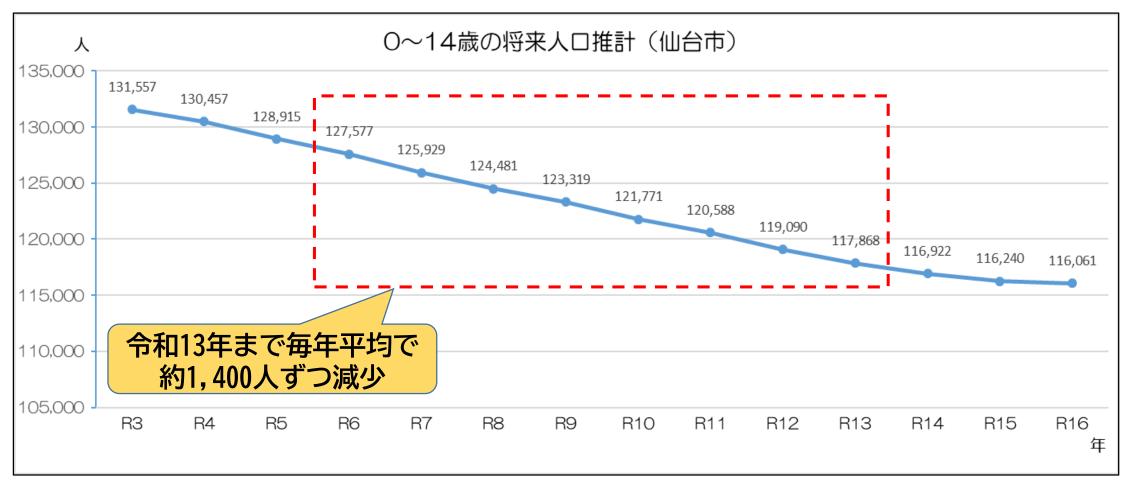
R5.2 スポーツ庁「運動部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備について」より抜粋

(4) 県の方向性

- ・R5.3に宮城県・宮城県教育委員会「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第1版」策定
- ・令和5年度を「移行検討期間」と位置付け、県・市町村が協議会組織による検討や課題等の解決について協議し、一部部活動の移行を試行する期間とする。
- ・令和6年度以降を「改革推進期間」として、準備が整った市町村から地域の活動に移行することとする。
- ・平日の学校部活動は、休日の地域移行の定着等を踏まえ、準備ができた市町村から実施する。

3. 仙台市の部活動を取り巻く状況

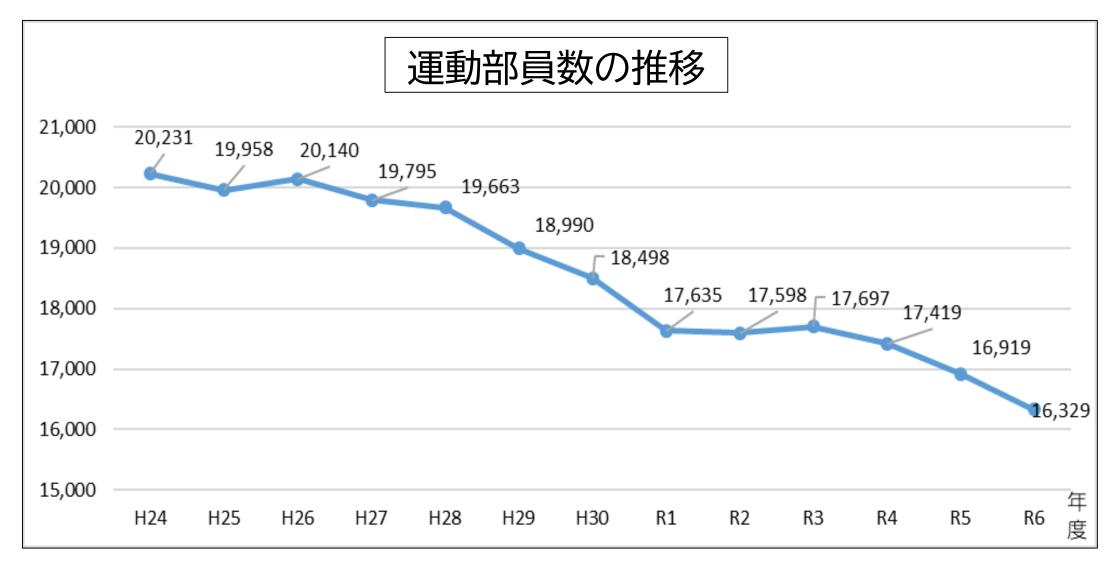
(1) 仙台市の将来人口推計



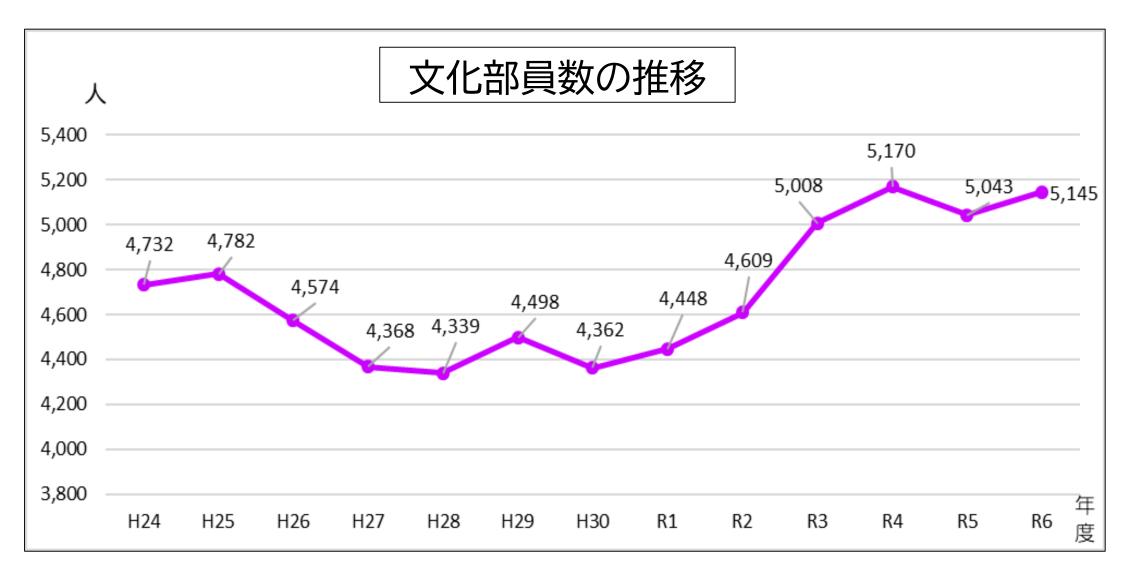
(2) 仙台市の部活動参加生徒数・加入率

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生徒数	26,868	27,061	26,848	26,553	26,255	25,615	25,015	24,644	25,006	25,521	25,641	25,601	25,189
運動部員数	20,231	19,958	20,140	19,795	19,663	18,990	18,498	17,635	17,598	17,697	17,419	16,919	16,329
運動部活動数	993	967	965	971	956	966	965	976	966	964	951	954	966
文化部部員数	4,732	4,782	4,574	4,368	4,339	4,498	4,362	4,448	4,609	5,008	5,170	5,043	5,145
文化部活動数	196	193	194	188	195	198	191	196	194	193	193	190	189

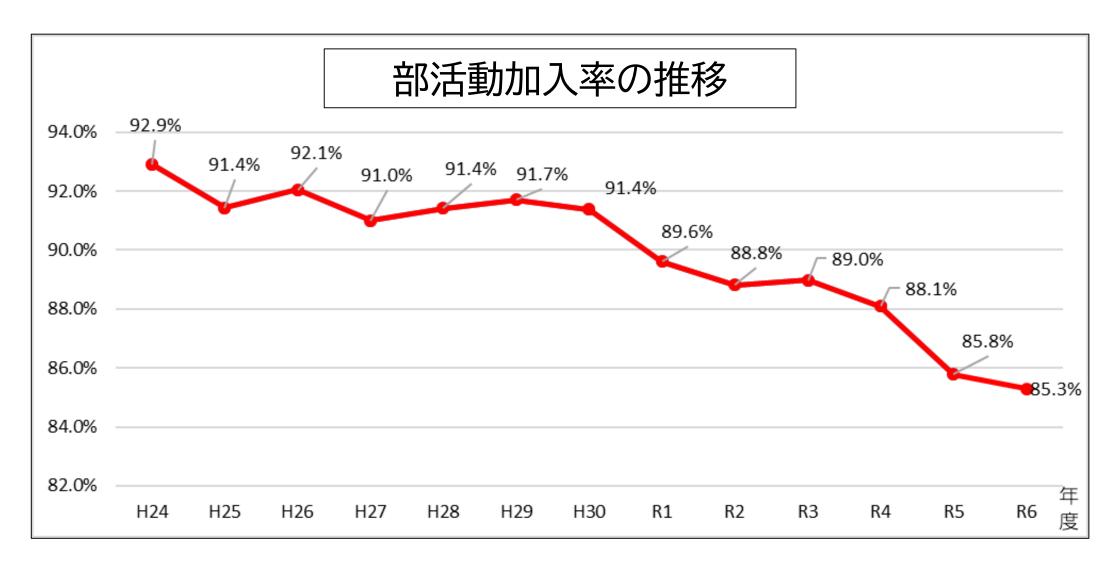
(3)-① 仙台市の部活動参加生徒数・加入率



(3)-② 仙台市の部活動参加生徒数・加入率



(3)-③ 仙台市の部活動参加生徒数・加入率



(4)-① 市の部活動数等 (令和6年5月調べ)

校 種

中学校·中等教育学校

部活動数

運動部:966部(男:504部・女:462部)

文化部:189部(男·女)

合計:1,155部

顧問数

運動部:1,378名・文化部 350名

合計1,728名

部活動指導員

運動部

23名 (19校)

外部指導者

運動部

56校 一般:125名、特別:6名

合計131名

文化部

26校 一般:34名、特別:8名

合計 42 名

※部活動指導員、外部指導者数は令和6年7月1日現在

(4)-② 市の部活動数等 (今和6年5月調べ)

学校部活動数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
運動部活動数	993	967	965	971	956	966	965	976	966	964	951	954	966
文化部活動数	196	193	194	188	195	198	191	196	194	193	193	190	189
合計	1,189	1,160	1,159	1,159	1,151	1,164	1,156	1,172	1,160	1,157	1,144	1,144	1,155

【令和5年7月時点での仙台市内中学校の部活動数・種目数】(*白抜きは、連盟がある部活動)

- ■通年の運動部活動
 - ●陸上競技、②バスケットボール、❸サッカー、④ハンドボール、⑤軟式野球、⑥体操、⑦バレーボール、
 - ❸ソフトテニス、❷卓球、⑩バドミントン、⑪ソフトボール(女)、⑫柔道、❸剣道、⑭弓道、⑮水泳、
 - 16特別支援卓球
- ■季節的部活動
 - **か**駅伝、**®**スケート、**®**スキー、**®**アイスホッケー
- ■文化部
- ①吹奏楽部、②合唱部、③美術部、④科学・コンピュータ、⑤写真部、⑥囲碁・将棋、⑦書道、⑧文芸部、 ⑨パソコン、⑩放送、⑪家庭、⑫演劇、⑬イラスト、⑭茶道部、⑮琴、⑯総合文化、⑰ボランティア

(5) 部活動指導体制の現状

(例1)*教員主導型

曜日	月	火	水	木	金	土	日
活動場所	学校	学校	なし	学校	学校	学校	なし
指導者	教員	教員	なし	教員	教員	教員	なし

(例2)*外部指導者導入型

曜日	月	火	水	木	金	土	日
活動場所	学校	学校	なし	学校	学校	学校	なし
指導者	教員と	教員	なし	教員と	教員	教員と	なし
	外部指導			外部指者		外部指者	

(例3)*部活動指導員導入型(運動部のみ)

曜日	月	火	水	木	金	土	日
活動場所	学校	学校	なし	学校	学校	学校	なし
指導者	部活動指導員	教員	なし	部活動指導員	教員	部活動指導員	なし

(6) ① 部活動の方針に関する経緯

平成11年度	・部活動ステップアップ事業開始 ①部活動に関する調査 ②部活動運営研究委員会の設置 ③部活動の在り方等の報告書作成 ④外部指導者による部活動支援事業の推進 ⑤研修会、講習会等の実施
平成12年度	• 部活動運営協議会設置
平成13年度	・21世紀の部活動に向けた21の提案「望ましい部活動の在り方」作成 ①部活動の枠組(部の新設、休廃部、保護者の負担軽減) ②活動時間と学校週5日制(活動時間の定め、活動日数と休養日) ③部活動に求めるもの(部活動指導の目標、生徒の意見の反映) ④健康管理(健康管理の手立て、スポーツ外傷・傷害の予防) ⑤今後の在り方(外部指導者との連携、将来的な部活動)
平成25年度	・仙台市部活動検討委員会設置

(6) ② 部活動の方針に関する経緯

平成26年度	「望ましい中学校運動部活動の実現に向けたいくつかの提案」 ①部活動運営における協力体制、共通理解の醸成 ②地域人材の活用・育成、地域スポーツ団体との連携 ③適切な活動日・活動時間を促す環境づくり
平成30年度	「運動部活動の方針」策定 効果的・効率的な活動となるように、活動内容の質を向上させる考え方へ 部活動の在り方を見直し(週2日以上の休養日、平日2時間、休日3時間の活動 時間を明記)
令和元年度	仙台市の運動部活動と地域との連携等に係る検討会議設置 地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整えるために、関係者から部活動の地域との連携等について意見を聴取
令和2年度	「文化部活動の方針」策定
令和5年度	部活動地域移行に係る情報交換会開催 部活動地域移行に係る本市の関係者が集まり、今後の方向性や課題の解決について 情報を共有(協議会設置に向けた準備会として位置付けた)

4. 仙台市の地域移行に関する取組み

- (1) 運動部の地域移行に係るモデル事業(国委託事業)実施
- ①令和4年11月~令和5年2月 民間事業者の指導者を学校に派遣する形式で実施。 モデル校:三条中学校(野球部、バレーボール部、バドミントン部) 根白石中学校(野球部、陸上部)
- ②令和5年12月~令和6年2月 合同チームに民間事業者の指導者及び兼職兼業として指導を希望する教員 を派遣する形式で実施。(種目:野球)
 - ・合同チーム1:愛宕中学校、山田中学校、人来田中学校
 - ・合同チーム2:折立中学校、秋保中学校、茂庭台中学校

(2) 仙台経済同友会との連携

- ・令和5年12月に、仙台市・仙台市教育委員会・仙台経済同友会の三者で「部活動の地域移行及びスポーツ振興等に係る連携協定」を締結。
- ・経済同友会加盟企業からの指導者派遣に係る申し出について、学校とのマッチング作業を行っている。

(3) 仙台市の部活動地域移行に係る情報交換会の開催(令和5年12月)

- ・関係者による情報交換会(協議会)を定期的に開催し、関係者間の情報共有 を行った。
 - (構成) 健康教育課、教育指導課、教職員課、スポーツ振興課、文化振興課、 中学校長会長、仙台市スポーツ振興事業団、市中体連、 等

(4) 外部指導者の活用(地域連携)

- ・既存の外部指導者活用制度である「部活動指導員」「外部指導者」の活用
- ① 部活動指導員【運動部:R6.7.1現在:23名、R5度:21名】
 - ※ 本市会計年度任用職員であり、単独で指導が可能な部活動指導員を配置
- ② 外部指導者 【運動部:R6.7.1現在:140名、R5年度157名】
 - 【文化部:R67.1現在: 42名、R5年度 36名】
 - ※ 有償ボランティアであり、顧問とともに指導にあたる外部指導者

5. 部活動の地域移行に係る期待と課題等



地域移行による効果と課題

活動の選択肢の確保・拡大



専門的な指導



新たな文化の創出

持続可能なスポーツ・文化環境

競技力の向上

地域の活性化



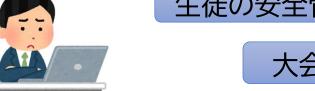
教員の負担軽減

指導者や受け皿の確保

生徒の安全管理

保護者の経済的負担

活動場所の確保



大会・コンクールの在り方

教員の兼職兼業

課題

(1) 地域移行により期待されること

①生徒の活動の選択肢が確保され、広がる

- ・生徒数が減少する中でも、希望する活動への参加がしやすくなる。
- ・既存の部活動にとらわれない、多種多様な種目の地域クラブ活動への 参加が期待でき、生徒の休日の活動の選択肢が増える。

②専門的な指導が受けやすくなる

・教員は必ずしも、受け持つ部活動に専門的な知識や技術を有しているわけではないため、生徒が求める指導と齟齬が生じやすく、教員にとっても負担。地域クラブ活動に参加することで、専門的な技術を身に付けている指導者からの技術指導を受けられる可能性が広がる。

③教員の負担感の軽減

- ・本市中学校教員の時間外在校等時間は、月平均53.33時間(令和5年度) であり、部活動指導が大きな要因となっている。
- ・地域移行により、教員が休日の部活動に従事していた時間を減らすことに もつながり、教員の負担感の軽減につながる。

④地域のスポーツ・文化活動の活性化

・地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなど、 継続的に文化・スポーツ活動に関われる。

(2) 地域移行の主な課題

①指導者や受け皿の確保

・地域クラブ活動等の団体数や指導者人材については、地域や種目・種類によって差がある。地域によっては受け皿や人材の確保が難しく、生徒の活動の選択肢が限定的となる可能性がある。

②生徒の安全管理

・教員以外の指導者が担当する場合においても、配慮を要する生徒への対応や、暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為がないよう、生徒への適切な配慮が必要である。

③保護者の経済的負担

・地域クラブ等の団体に参加して活動する場合は、用具等の実費の他に参加費や保険料等が必要となる。こうした経済的負担に対する保護者の理解や困窮家庭に対する支援が求められる。

④大会等のあり方

・地域クラブでの活動も行うことで、中体連の大会や文化芸術活動の コンクール等へ、地域クラブとして参加を希望するケースも考えられ ることから、地域クラブの大会参加について柔軟に対応する必要が ある。

⑤学校施設の利用

・地域移行の方法によっては、地域クラブが活動場所として学校施設を利用する場合も想定される。その際の学校施設の管理や利用上のルールなどについて検討が必要となる。

⑥教員の兼職兼業

・地域移行後は地域クラブ活動となるため、希望する教員が地域移行後 も引き続き指導する場合、教員が民間クラブ等に所属し報酬を得て活 動するケースも想定されるため、兼職兼業に係る取扱いを検討する必 要がある。

(3)今後協議会で検討すべき事項

- ・本市の地域移行の進め方について(あり方やスケジュール等)
- ・地域移行に必要な指導者・受け皿の確保策について
- 運動部活動の方針、文化部活動の方針(本市ガイドライン)の見直しについて
- 教員のスポーツ活動や文化芸術活動への関わりについて
- ・経済的負担のあり方を含め、保護者の理解・周知について



仙台市部活動地域移行推進計画の策定

6 今後の協議会について

R 6年度 仙台市部活動地域移行 検討協議会 (3回程度) R7年度 仙台市部活動地域移行 検討協議会 (2回程度)

R 7年度末 仙台市部活動地域移行 推進計画の策定

地域スポーツクラブ活動体制整備事業(実証事業)

仙台市部活動地域移行検討協議会にて休日の部活動の地域移行に関する議論を行い、令和7年度末に「仙台市部活動地域移行推進計画」を策定する予定。その間、国の補助事業を活用して「地域スポーツクラブ活動体制整備事業(実証事業)」も並行して実施していく。

第1回 仙台市部活動地域移行検討協議会における 報告事項を終わります。

